

## 小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和7年1月15日（水）から2月14日（金）まで

意見提出数：14人・21件

No.	項目	寄せられた意見（すべて原文ママで記載）	意見に対する検討結果
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>【P3】「受動喫煙による健康被害を防止するという疾病予防の観点から、」</li> <li>【P4】(1) たばこの害</li> <li>【P7】「たばこの害から守るための受動喫煙防止対策を行う必要があります。」</li> <li>【P11】「喫煙が健康に及ぼす害について、さらなる普及啓発が求められています。」</li> <li>【P17】(2) たばこの健康被害についての普及啓発</li> <li>(4) 20歳未満の喫煙の防止「たばこの害について知識の普及啓発を図るとともに、」</li> </ul> <p>など、ガイドラインにおいて、合法的な商材に関する記述として過激な文言が散見されます（上記と同じ状況です）。共存を目指すと言うガイドラインの表現としては過剰表現（少なくとも共存を目指すトーンとは感じられません）かと思います。「健康被害」や「たばこの害」などは「健康影響」など、国の法令等にあわせて訂正、修正すべきと考えます。</p>	<p>本ガイドラインは、健康増進法第8条第2項に基づく小金井市健康増進計画を上位計画とし、健康増進法等と整合を図り、健康増進の観点から受動喫煙防止対策に関して定めたものであるため、今後の取り組みの1つとして、禁煙支援の推進を掲げています。また、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組みます。</p> <p>なお、表現については、小金井市健康増進計画等に合わせて使用しています。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【P 2】「生活習慣病の発症予防（がん対策）及び受動喫煙防止対策を推進するための目指すべき姿を示すとともに、」</li> <li>【P 4】【P 5】(2) 喫煙者本人への健康影響</li> <li>【P 7】(4) 受動喫煙防止対策の必要性「生活習慣病の発症予防（がん対策）」</li> <li>【P 11】(1) 市民への周知・啓発について 「喫煙率の推移をみると、」</li> <li>【P 17】【P 18】(5) 生活習慣病の発症予防 (6) 禁煙支援等の推進</li> </ul> <p>このガイドラインは受動喫煙防止対策のガイドラインですよ。なぜ喫煙者の禁煙のことが書かれているのでしょうか。たばこを全て無くしたいという意図でしょうか。表題（小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン）と内容に差異が有るため違和感を覚えます。</p> <p>喫煙者向けの部分は不要ですので削除すべきです。</p> <p>喫煙者がいなくなれば受動喫煙は起こらないという短絡的な発想ではまさか無いと信じたいです。</p> <p>受動喫煙は国も言っているとおりしっかりと分煙することで防げると思います。</p> <p>喫煙者を減らすことよりしっかりと分煙施設を市の責務で設けることに注力してください。</p> <p>喫煙者の健康影響などの記載は削除が適当だと考えます。</p>	
--	--	--	--

2	全般	<p>このガイドラインにより何が変わるのかがわかりにくい 今後取り組む施策をわかりやすく明示してもらえればと思います。</p> <p>また、タイムスケジュールが切られていないようですが、施策のスケジュールを示してはいかがでしょうか。</p> <p>→富里市が策定したガイドラインは図表が多くわかりやすい と思いました。</p> <p>こうした形で整理すると、理解しやすいように思います。</p> <p><a href="https://www.city.tomisato.lg.jp/cmsfiles/contents/0000015/15243/gaidorain2.pdf">https://www.city.tomisato.lg.jp/cmsfiles/contents/0000015/15243/gaidorain2.pdf</a></p>	<p>本市において、受動喫煙に関する周知等を進めてきたところですが、受動喫煙防止対策に対する基本的な考え方（方針）がないことからガイドラインを策定したものであります。</p> <p>本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のため、「今後の取り組み」を掲げています。「今後の取り組み」として掲げている施策に関しては、本ガイドライン策定後速やかに取り組みます。</p> <p>また、公共的な場所における受動喫煙防止の取り組みとして、喫煙所の整備等、分煙環境を整備することとしています。駅前など多くの人を利用する区域への喫煙所整備に向け、施設形態や設置場所等の検討を進めます。</p>
3	喫煙スペース (喫煙所)	<p>まず前提として、私は愛煙家（電子タバコ）です。</p> <p>全体的に受動喫煙による健康被害と、喫煙者に対するマナーしか指摘がない。望まない受動喫煙を防ぐために喫煙禁止区域を設定することは良いが、そのために喫煙場所を求めて喫煙者のマナーが低下することは、非喫煙者も想像に難くないと思う。</p> <p>喫煙者と非喫煙者の共生を謳うのであれば、喫煙者の喫煙スペースもきちんと確保いただきたい。路上喫煙やマナーの悪い喫煙は無くならない。</p>	<p>本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取り組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取り組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組みます。</p>

4	喫煙スペース (喫煙所)	<p>2) P 1 1 第2章2課題(2)にある「特に駅周辺等の民有地の喫煙所において対策が不十分であるため、・・・」とあるが、その対策が何故不十分なのかの原因追及ができていない。</p> <p>本件は、P 1 5にある第3章－「3屋外に喫煙場所を設置する場合」の設置要件である【「密閉型」「囲い」「ついたて」等を設けるなどの工夫】の記載のあります。この際、【「ついたて」等・・・工夫】をとっていただきたい。</p> <p>理由：本記載は、喫煙所設置者がなんらかの対応策をおこなっている意識でいると考えます。</p> <p>本記載は、当初からある記載で令和の時代に合っていない。</p> <p>小金井市としての独自性・新規性がほしい。</p>	<p>屋外に喫煙場所を設置する場合は、建物出入口等から十分な距離をとる必要があるとされています。十分な距離がとれない場合は、対策が必要になり、「密閉型」が一番効果が期待できますが、設置場所の環境等によっては設置が困難なケースがあることから、「囲い」「ついたて」も例示として掲げています。</p>
5	喫煙スペース (喫煙所)	<p>市として受動喫煙防止のガイドラインを策定する動きを支持いたします。</p> <p>案を拝見したところ概ね賛同いたしますが、不十分であると感じる点が2点ありますのでご意見を送らせていただきます。</p> <p>■ 市内の路上を完全禁煙にし、公衆喫煙所を設置する</p> <p>「小金井市まちをきれいにする条例」に則り、J R武蔵小金井駅・J R東小金井駅・西武多摩川線新小金井駅の周辺では路上喫煙が終日禁止されていますが、条例を破り路上で歩きながら煙草を吸っている人を見かけることが信じられないほど多いです。</p> <p>駅周辺には保育園や小学校が多く、子供たちが「望まない受動喫煙」に晒される可能性が非常に高いです。</p> <p>子供たちが歩く道路に煙草の吸い殻が散乱しているという状況が常態化しています。</p>	<p>本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組めます。</p> <p>なお、路上喫煙禁止地区に関するご意見につきましては、関係部署と情報共有させていただきます。</p>

		<p>路上の吸い殻は景観を損ねている上に、周辺地域の治安の悪化にもつながっているように感じます。</p> <p>この状況を改善するために、小金井市内の道路は全面的に終日禁煙にする必要があると強く提言いたします。</p> <p>第3章-2の図に当てはめると、「屋外」の「公共的な場所」が「受動喫煙防止のための配慮が必要」では不十分であり、「敷地内禁煙」にするべきであると考えます。</p> <p>「敷地内完全禁煙」ではなく「敷地内禁煙」である理由としては、喫煙者たちが屋外で煙草を吸う場所を確保することも重要であると考えためです。</p> <p>小金井市が前述の主要駅周辺に公衆喫煙所を設置し、管理すべきです。</p> <p>路上喫煙の禁止が守られない理由として、喫煙所の不足も挙げられるのではないのでしょうか。</p> <p>煙草を吸うことは個人の権利であるため、受動喫煙防止のためにその権利をいたずらに侵害することは避けるべきです。</p> <p>実際に、路上喫煙が全面禁止されている東京23区の自治体では、区が公共の喫煙所を設置しており、路上喫煙を見かける頻度も小金井市内より少ないです。</p> <p>そのため、市内の路上は完全禁煙とすることで望まない受動喫煙をなくし、喫煙者たちのために公衆喫煙所を充実させるべきであるというのが私の意見です。</p>	
--	--	---	--

6	喫煙スペース (喫煙所)	<p>受動喫煙防止対策ガイドライン（案）についてひとこと申し述べます。</p> <p>受動喫煙防止対策を推進することはとても大切だと思います。</p> <p>受動喫煙防止対策として喫煙所の整備には賛成です。たばこを吸う人は吸える場所を探しています。吸える場所が増えれば、吸う人も分散して、周囲への影響やマナーの悪い喫煙も少なくなると思います。ぜひ、行政として早急に喫煙所整備を進めていただきたいと思っています。</p>	<p>本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組みます。</p>
7	喫煙スペース (喫煙所)	<p>小金井市在住の喫煙者です。</p> <p>個人的にはマナーを守って喫煙しているつもりですが、そうでない方が居ることも認識しています。</p> <p>その状況を踏まえても今回の受動喫煙防止対策ガイドライン（案）は少し行き過ぎでは感じているため意見申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン策定の背景【P1】</li> </ul> <p>「一定の喫煙者も存在しており、道路や駅周辺の路上喫煙禁止地区等での喫煙がみられることから、これらの状況を踏まえ、分煙環境への整備も含め更なる受動喫煙防止対策を進めていくことが求められています。」との記載がありますが、受動喫煙防止対策として分煙施設の整備には賛成です。決まった喫煙所があるとそこでたばこを吸うので、受動喫煙は起こらないと思います。</p> <p>近隣の三鷹市や武蔵野市、また国分寺市や小平市では公衆喫煙所が駅前には有って大変助かっているとともに、受動喫煙の抑制に寄与していると感じています。</p>	<p>本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組みます。</p>

		<p>是非、小金井市でも分煙施設を設置してください。切に希望します（武蔵小金井駅前北側の空地に有る喫煙所は公衆喫煙所だと思っていましたが、隣のたばこ屋が自主的に用意されているものなんですよ。半ば公衆喫煙所のように使われていますよ）。ご存じだと思いますが、総務省の通知でも受動喫煙を防止するための措置として積極的に分煙施設の整備に取り組むことが有効とされています。たばこ税の一部は地方税と認識しています。目的税では無いと思いますが、税収を得ているの有れば、近隣の市同様に小金井市でも喫煙所を整備すべきだと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドライン策定の目的【P2】に、 「快適な環境の整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現を目指します。」との記載がありますが、その通りだと思います。どちらかを排除するような小金井市であってはいけないと思います。</li></ul> <p>先に記載したように相当額のたばこ税が小金井市に入っていると思います。決して喫煙者を排除するようなことはやめていただきたいです。</p>	
--	--	---	--

8	喫煙スペース (喫煙所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に喫煙場所を設置する場合【P15】 「調査（日本禁煙学会「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」（平成18年3月））によれば、無風の状態で一人の喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14mにも及ぶとされています。通常、複数の喫煙者が利用することを考えれば、かなりの距離に煙が及んでいることとなります。」との記載がありますが、 厚生労働省にて技術的留意事項が示されているのにも関わらず、あえて学会の調査結果を活用した理由はなぜでしょうか。 行政のガイドラインでの引用としては偏った情報源であり、極めて不適切であると思います。 国の基準を参考にすべきです。強く差し替えを求めます（少し調べてみたところ、同団体は一般的にはかなり偏った発信を行っている一般社団法人と認識されているようですが、行政のガイドラインの根拠をこちらに見出していることに不安を感じます）。</li> </ul>	平成30年11月9日付けの厚生労働省通知「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」では、いくつかの具体例はあるものの、対策としては「人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出さないようにすること」とされているのみとなりますので、先行して受動喫煙防止対策ガイドラインを策定している他自治体を参考にしつつ、「屋外に喫煙場所を設置する場合」を定めました。
9	たばこ税	現計画の内容は、喫煙率が横ばいであり禁煙の勧奨が必要と記載があるが、税収低下は問題ないのか。市タバコ税は、タバコ一箱あたり約23%もの税収があり、市として安定した財源（令和4年市税収228.4億円のうちタバコ税収5.4億円、対平成30年CAGR2.8%増収）。これまでの市タバコ税の用途と金額を公開し、ごみ問題や教育、緑化、市民サービスなどへの影響をどう考えるのか、合わせて言及した方が、市民の理解が深まる。	本ガイドラインは、上位計画である健康増進法第8条第2項に基づく小金井市健康増進計画に基づき健康増進法等との整合を確保しつつ、健康増進の観点から受動喫煙防止対策に関して定めたものですので、今後の取り組みの1つとして、禁煙支援の推進を掲げています。たばこ税に関する記載はありませんが、いただいたご意見は関係部署と情報共有させていただきます。

10	喫煙マナー	<p>受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について 本ガイドラインが、受動喫煙の防止に大いに貢献することから、以下その内容について意見を示します。</p> <p>1) P 1 7 第4章2-(3)喫煙マナーの「多くの人が利用する公共的な場所では吸わない」の記載について「多くの」という記載はとっていただきたい。令和の時代に合わないと思われる。</p> <p>理由：公共的な場所で喫煙を控えるのは喫煙マナーと考えます。当然、喫煙場所が指定されている建物等の喫煙場所以外での喫煙はルール違反です。また、路上喫煙禁止区域等、屋外でも、喫煙が禁止されている場所での喫煙はしないのが人としてのマナーです。</p>	<p>受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発を掲げています。その例示として、「子どもや妊産婦、有病者のそばで吸わない」「多くの人が利用する公共的な場所で吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」の3つを掲げています。</p> <p>ご指摘の箇所については、多くの人が利用するか否かにかかわらず公共的な場所で喫煙しないことが喫煙マナーであるため、「公共的な場所では吸わない」に修正いたします。</p>
11	路上喫煙	<p>大阪では、万博対策でしょうが、全市内を路上喫煙禁止にしました。確か罰則（罰金）も科されるように記憶しています。この動きは今後全国に広がると推測します。小金井市でもいち早く市内全域の路上喫煙禁止を決めていただきたいです。（少なくとも小中高校生が通る道は全部）</p> <p>コロナ前になりますが、新小金井駅北側の路上で歩きたばこのサラリーマンらしき人に勇気をもって注意したところ、逆に威嚇され暴力を振るわれそうになった経験があります。それ以降は恐ろしいので注意することはやめました。できれば警察官の方に注意していただきたいのですが、管轄外なのでしょうか？</p> <p>駐車・駐輪違反監視員の方々が日中巡回してくださっていますが、同時に路上喫煙違反に対しても何らかの注意をしていただけないものでしょうか？</p> <p>喫煙者の方々も喫煙でき場所がほとんどなくなってきた中、</p>	<p>路上禁煙地区の周知については、小金井市まちをきれいにする条例第11条に基づき、路上禁煙地区として市内の駅周辺の5か所を指定し、路面シールや看板を掲げて路上喫煙の禁止とマナーの向上を訴えており、市報やSNSを通じて継続的に周知を図ってきています。また、たばこのポイ捨てにつきましては、路上禁煙地区・地区外にかかわらず、同条例第8条における投棄の禁止にあたり、市としては、路上喫煙による健康被害のみならず不法投棄であるという認識を持って対応に当たっており、不法投棄防止の看板やポイ捨て禁止の看板を配布とともに、市の職員で現地を確認のうえ、ポイ捨てが多い地域への看板の設置、小金井警察への情報提供などを行っています。</p> <p>たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会</p>

		路上に残された喫煙場所になっているようですが、自制していただきたいと思います。	の実現に向けた本ガイドラインの策定・周知及び分煙環境等の整備を進めることにより環境改善を図ってまいります。
12	受動喫煙 (住宅街)	<p>住宅街の、狭い道路に面した家屋の「玄関の軒先で、喫煙している人」を、時々見かけます。路上喫煙・歩きタバコには該当しません。しかし、歩行者が通行する道路から、1～2メートルの位置での喫煙なので、タバコの煙は、道路に流れてきます。曲がり角やカーブで、見通しが悪い道だと、「その家の玄関先で喫煙している人がいる」というのは、遠くからではわかりづらく、不意に煙に曝露してしまう歩行者もいるのでは、と思います。喘息や化学物質過敏症などの患者さんにとっては、恐ろしい問題なのではないでしょうか。</p> <p>何らかの対策は、路上喫煙・公園での喫煙等よりも、難しいかもしれませんが、このような受動喫煙の問題もあるという事を、市には把握していただきたいと思い、コメントをお送りしました。</p>	<p>本ガイドラインは、国が定める施設類型に加え、市立公園及び公共的な場所について、各施設分類に応じて目指す姿を定めるものになります。この分類に住宅街等は含まれませんが、市民の健康増進を図る観点から、喫煙が健康に影響を及ぼすことや副流煙による周囲への影響について普及啓発を行います。</p> <p>また、喫煙マナーについても、市ホームページ等の媒体を活用し、周知を行います。</p>
13	受動喫煙 (住宅街)	<p>住宅街における受動喫煙 ざっと拝見した限りでは、住宅街における受動喫煙の対策が含まれていません。</p> <p>「公共的な場所における受動喫煙」に含まれるかもしれませんが、この表現だと範囲が広すぎるため住宅街という単語を入れていただければと思います。</p> <p>小金井市内の住宅街においても、住宅が密集するエリア等では隣家からのタバコの煙により受動喫煙が発生します。</p>	<p>本ガイドラインは、国が定める施設類型に加え、市立公園及び公共的な場所について、各施設分類に応じて目指す姿を定めるものになります。この分類に住宅街等は含まれませんが、市民の健康増進を図る観点から、喫煙が健康に影響を及ぼすことや副流煙による周囲への影響について普及啓発を行います。</p> <p>また、喫煙マナーについても、市ホームページ</p>

		<p>私事ながら、我が家においても隣家よりタバコの煙が流れてくるため、急いで窓を閉めることが多々あります。</p> <p>息子が喘息もちのため、受動喫煙は可能な限り避けたいのですが、近隣関係のトラブルに発展する可能性もありなかなか難しいところがあります。</p> <p>ぜひ住宅街における受動喫煙についても、文言を追加いただければ幸いです。</p>	<p>等の媒体を活用し、周知を行います。</p>
14	民間施設等	<p>市内で飲食店をやっています。店内に喫煙室を作れないため、敷地内店頭で灰皿を設置しています。この灰皿は、周辺環境のポイ捨て、受動喫煙を減らすためにひと役買っているところもあると思います。民間施設の屋外禁煙を目指すのはガイドラインとしておかしいと思います。</p>	<p>飲食店に関しては、健康増進法上の第2種施設に該当し、本ガイドラインでは、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」を目指すべき姿としています。市として敷地内の喫煙を規制するものではなく、健康増進法の趣旨及び本ガイドライン12ページをふまえ、各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいという趣旨になります。</p>
15	民間施設等	<p>東小金井で飲食店をやっています。</p> <p>今回の受動喫煙防止ガイドラインでは、目指す姿として第2種施設（民間施設）の敷地内完全禁煙や敷地内禁煙という法令にもない状況を示すことは問題だと思います。</p> <p>国の法律では民間施設は屋外の決まりは無いはずで、民間事業者の経営の自由があります。零細の飲食店では店内に喫煙室を作れない場合敷地内に灰皿をおいてやりくりしています。</p> <p>小金井市が民間にまで踏み込んで独自で法律を上回る対策をすることはやりすぎです。国の法律に合わせてください。</p>	<p>飲食店に関しては、健康増進法上の第2種施設に該当し、本ガイドラインでは、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」を目指すべき姿としています。市として敷地内の喫煙を規制するものではなく、健康増進法の趣旨及び本ガイドライン12ページをふまえ、各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいという趣旨になります。</p>

16	民間施設等	<p>飲食店、事業所などの民間施設の敷地内禁煙を目指すのはおかしい。民間事業者は法令を守ったうえでいろいろ工夫している。法令にもないことをガイドラインで明記するのはやりすぎだと思います。</p>	<p>飲食店に関しては、健康増進法上の第2種施設に該当し、本ガイドラインでは、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」を目指すべき姿としています。市として敷地内の喫煙を規制するものではなく、健康増進法の趣旨及び本ガイドライン12ページをふまえ、各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいという趣旨になります。</p>
17	民間施設等	<p>民間事業者の喫煙所の撤去、排除を推進するようなガイドラインは、受動喫煙対策を進めるうえで適切ではないと思います。目指す姿の第2種施設の記載内容から、「敷地内完全禁煙または敷地内禁煙」を削除してください。</p>	<p>民間施設に関しては、健康増進法上の第2種施設に該当し、本ガイドラインでは、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」を目指すべき姿としています。市として敷地内の喫煙を規制するものではなく、健康増進法の趣旨及び本ガイドライン12ページをふまえ、各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいという趣旨になります。</p>
18	民間施設等	<p>専門的な用語が多くわからない部分もあるため、的外れな意見でしたらご容赦下さい。</p> <p>私はたばこを普段吸います。飲食店でも勿論吸います。東京都の飲食店では経過措置として吸えると聞きましたが、小金井市のガイドラインを見たところ、敷地内完全禁煙と書いてある</p>	<p>飲食店に関しては、健康増進法上の第2種施設に該当し、本ガイドラインでは、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」を目指すべき姿としています。市として敷地内の喫煙を規制するものではなく、健康増進法の趣旨及び本ガイドライン</p>

		<p>のでびっくりしました。ただでさえ厳しいのに、小金井市だけさらに厳しくするのはですか？この案が決まった場合、飲食店の店内でたばこを吸えなくなるということでしょうか。</p> <p>最近マンションでもたばこを吸わないと言われるところが多く、安心して吸える場所がどんどん失くなっていくので近所のたばこが吸える飲食店をととても貴重に感じてます。たばこの煙を不快に感じる方がいるのは理解し、迷惑が掛からないように務めておりますが飲食店や職場でも吸えなくなった場合、どこに行けばいいのでしょうか？今回の案は飲食店や職場などの施設でも「敷地内完全禁煙」等あまりに厳しい用語が多く、悲しくなりました。すでに導入されている東京都のルール内で十分なのではと思います。修正ご検討をお願いいたします。</p>	<p>12ページをふまえ、各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいという趣旨になります。</p>
19	喫煙スペース (喫煙所) 民間施設等	<p>公共の喫煙所が無い小金井市の喫煙環境は、飲食店や事業所など民間の喫煙所が支えています。駅周辺や繁華街など、人が集まる場所における公共の喫煙所整備は市の責務であると思います。</p> <p>今回の「ガイドライン策定の目的」および「基本的な考え方」に記載された「たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現や環境の整備」には、総論賛成です。</p> <p>一方で民間施設も完全禁煙を目指す姿は、民間への踏み込みにとどまらず、市の環境美化や受動喫煙防止の推進に寄与するとは到底考えられません。また、共存には民間の協力が不可欠であるにもかかわらず完全禁煙を目指すなど、今ある喫煙所さえ否定する内容になっています。ガイドラインとして不適切であり、市の姿勢として共存を目指しているとは思えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市としての公共喫煙所の整備推進</li> </ul>	<p>本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組みます。</p> <p>民間施設に関しては、健康増進法上の第2種施設に該当し、本ガイドラインでは、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」を目指すべき姿としています。市として敷地内の喫煙を規制するものではなく、健康増進法の趣旨及び本ガイドライン12ページをふまえ、各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいと</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインでの民間喫煙所の屋外禁方針の撤回の2点を強く要望します。</li> </ul>	<p>いう趣旨になります。</p>
20	民間施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記P1P2の記載があるにもかかわらず、 第3章 小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿【P13】において、 第二種施設の目指す姿において、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」との記載があります。国の法律では民間施設は屋外の決まりは無いはずで、民間事業者の経営の自由があります。わたしがよく行く飲食店でも店内に喫煙室を作れない場合敷地内に灰皿をおいてやりくりしています。 小金井市が民間にまで踏み込んで独自で法律を上回る状態を目指す姿の選択肢に記載をすることは、やりすぎだと思います。国や都、法律にトーンを合わせるべきだと思います。</li> </ul>	<p>民間施設に関しては、健康増進法上の第2種施設に該当し、本ガイドラインでは、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」を目指すべき姿としています。市として敷地内の喫煙を規制するものではなく、健康増進法の趣旨及び本ガイドライン12ページをふまえ、各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいという趣旨になります。</p>
21	民間施設等	<p>■ 既存の民有喫煙所に対する指導</p> <p>小金井市立第三小学校は、路上喫煙の禁止地区の端に位置しています。</p> <p>学校の北側に個人の敷地内に灰皿が設置されている場所があり、喫煙者たちがその周辺に集まり煙草を吸っています。</p> <p>もちろんパーテーションなど無く、煙草の煙が周囲に蔓延している状況です。</p> <p>当該の敷地は小学校の目の前であり、すぐ近くには保育園もあるため、子供たちが非常に多く通る道路になっています。</p> <p>通学中の子供たちが、煙草の煙の中を歩いていく光景を見ることも少なくありません。</p> <p>このような民有かつ屋外の喫煙所・灰皿は小金井市の管理外であるため、これまで実態を把握できていなかったと思います。</p> <p>今回のガイドライン策定に伴い、このような喫煙所を調査し、</p>	<p>本ガイドラインは、国が定める施設類型に加え、市立公園及び公共的な場所について、各施設分類に応じて目指す姿を定めるものになります。この分類には個人の私有地は含まれませんが、市民の健康増進を図る観点から、喫煙が健康に影響を及ぼすことや副流煙による周囲への影響について普及啓発を行います。</p> <p>また、喫煙マナーについても、市ホームページ等の媒体を活用し、周知を行います。</p>

	<p>受動喫煙防止のための対策を行うよう指導する必要があると考えます。</p> <p>第3章-3に定めている基準を満たすよう所有者に求めることで、状況が改善されるケースがあるのではないのでしょうか。</p> <p>以上、小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対するパブリックコメントとさせていただきます。</p>	
--	---	--

前回審議会からの変更点について

ページ	変更前の内容	変更後の内容	備考
4	…鼻腔・副鼻腔がん、口腔・咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、 <u>子宮頸けいがん</u> 、膀胱がんです。	…鼻腔・副鼻腔がん、口腔・咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、 <u>子宮頸がん</u> 、膀胱がんです。	用語の整理
5	③ 呼吸器疾患	③ <u>喫煙</u> と呼吸器疾患	用語の整理
8	…3.5%減少しましたが…	…3.5 <u>ポイント</u> 減少しましたが…	用語の整理
11	…3.5%減少しましたが…	…3.5 <u>ポイント</u> 減少しましたが…	用語の整理
12	敷地内完全禁煙 <u>屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する</u>	敷地内完全禁煙 <u>建物を含む敷地内全域で喫煙を禁止とします。</u>	パブコメを踏まえて修正
12	敷地内禁煙 <u>原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所※を設置する</u>	敷地内禁煙 <u>建物を含む敷地内全域で喫煙を禁止とします。ただし、特定屋外喫煙場所※を設置することは可能です。</u>	パブコメを踏まえて修正
12	屋内禁煙 <u>屋内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する</u>	屋内禁煙 <u>建物内部での喫煙を禁止します。敷地内（屋外）や建物の外階段、屋上等に制限はなく、屋外に喫煙場所を設置することが可能です。この場合、周囲への配慮が必要となります。</u>	パブコメを踏まえて修正
12	受動喫煙防止のための配慮が必要 <u>受動喫煙防止のため、周囲に配慮する</u>	受動喫煙防止のための配慮が必要 <u>受動喫煙防止のため、周囲への配慮が必要となります。</u>	パブコメを踏まえて修正
13	敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙（ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、法に定める喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、	敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙（ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、法に定める喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、	パブコメを踏まえて修正

	喫煙可能室または喫煙目的室の設置対策を講じること)	喫煙可能室または喫煙目的室の設置対策を講じること)  ※各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択の上、本ガイドライン 12 ページを参考に対策を講じる。																																	
13	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>市立公園</td> <td>市立公園</td> <td>敷地内完全禁煙</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>公共的な場所等</td> <td>公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等</td> <td>受動喫煙防止のための配慮が必要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市立公園	市立公園	敷地内完全禁煙					屋外	公共的な場所等	公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等	受動喫煙防止のための配慮が必要					<table border="1"> <tr> <td></td> <td>市立公園</td> <td>市立公園</td> <td>敷地内完全禁煙</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>公共的な場所等</td> <td>公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等</td> <td>受動喫煙防止のための配慮が必要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市立公園	市立公園	敷地内完全禁煙					屋外	公共的な場所等	公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等	受動喫煙防止のための配慮が必要					
	市立公園	市立公園	敷地内完全禁煙																																
屋外	公共的な場所等	公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等	受動喫煙防止のための配慮が必要																																
	市立公園	市立公園	敷地内完全禁煙																																
屋外	公共的な場所等	公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等	受動喫煙防止のための配慮が必要																																
16	「 <u>多くの人</u> が利用する公共的な場所では吸わない」	「公共的な場所では吸わない」	パブコメを踏まえて修正																																
17	公共的な場所等における受動喫煙防止対策として、喫煙所の整備等、分煙環境の整備の検討	公共的な場所等における受動喫煙防止対策として、喫煙所の整備等、分煙環境の整備	用語の整理																																
17	「 <u>多くの人</u> が利用する公共的な場所では吸わない」	「公共的な場所では吸わない」	パブコメを踏まえて修正																																

小金井市  
受動喫煙防止対策  
ガイドライン  
(案)

令和7年3月

小金井市

## 目 次

第1章 はじめに	1
1. ガイドライン策定の背景	1
2. ガイドライン策定の目的	2
3. ガイドラインの位置づけ	2
4. ガイドラインの期間	2
5. 基本的な考え方	3
6. 受動喫煙防止の必要性	4
第2章 市の現状と課題	8
1. 市の現状	8
2. 課題	11
第3章 小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿	12
1. 受動喫煙防止対策の種類	12
2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿	13
3. 屋外に喫煙場所を設置する場合	15
第4章 受動喫煙防止対策の推進	16
1. 受動喫煙防止の環境づくり	16
2. 今後の取り組み	17
資料編	19

# 第1章 はじめに

## 1. ガイドライン策定の背景

喫煙は死に至る病気の原因や妊娠中の喫煙で胎児の発育に悪影響を及ぼすだけでなく、周囲の非喫煙者の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっています。疾病予防の観点等から、受動喫煙防止対策を進めることが重要です。

国においては、平成15年5月施行の健康増進法において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定めました。また、平成16年6月には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」を批准し、国際的な受動喫煙防止の取組みに参画しました。

その後、平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という。）が成立し、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められました。この改正健康増進法は、平成31年1月24日の一部施行から順次施行され、令和2年4月1日に全面施行となりました。

また、東京都においては、平成29年10月、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための環境整備に関する事項を定めた「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が制定（平成30年4月1日施行）されました。受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定が設けられました。その後、都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙対策をより一層推進していくため、平成30年7月、「東京都受動喫煙防止条例」が制定（令和2年4月1日施行）されました。この条例は、改正健康増進法の規制に加えて、第一種施設のうち保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置不可）の努力義務が課されています。

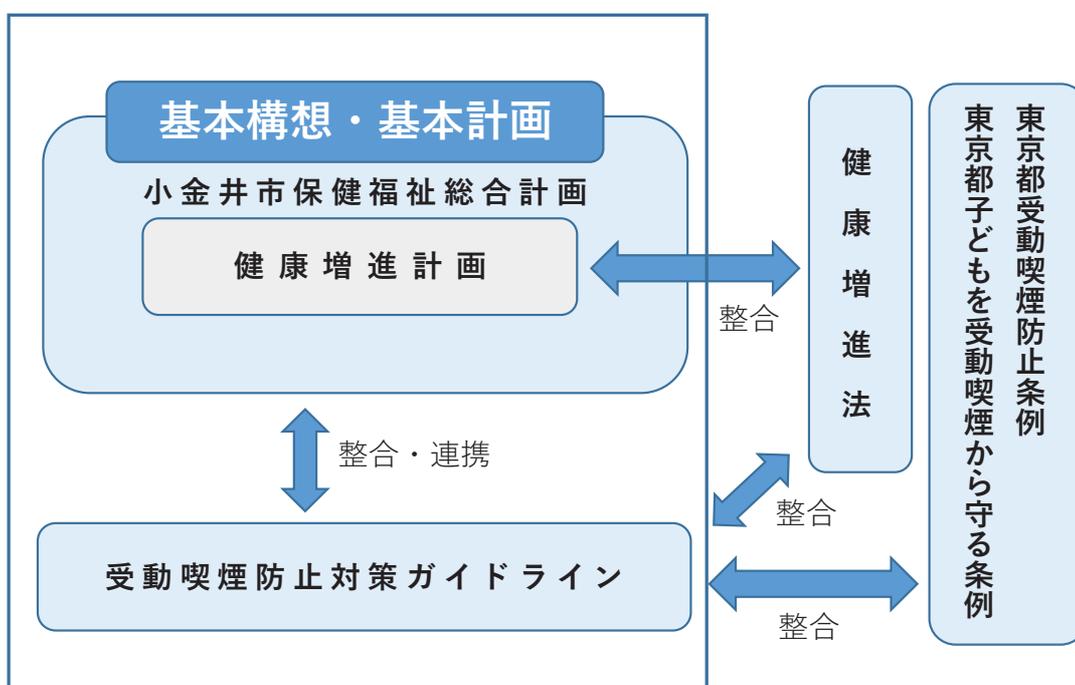
本市においても、改正健康増進法の趣旨や東京都の条例等を踏まえ、この間、受動喫煙に関する周知等を進めてきたところですが、一定の喫煙者も存在しており、道路や駅周辺の路上喫煙禁止地区等での喫煙がみられることから、これらの状況を踏まえ、分煙環境への整備も含め更なる受動喫煙防止対策を進めていくことが求められています。

## 2. ガイドライン策定の目的

小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、本市の課題と対策を整理し、市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び受動喫煙防止対策を推進するための目指すべき姿を示すとともに、たばこの煙や臭いに困ることのない快適な環境の整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現を目指します。

## 3. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画を上位計画とし、健康増進法等と整合を図り、受動喫煙防止対策に関して定めるものです。



## 4. ガイドラインの期間

本ガイドラインは、上位計画である健康増進計画の改定に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

また、健康増進法等の改正や今後の社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

## 5. 基本的な考え方

本ガイドラインが目指すものは、たばこが健康に及ぼす悪影響から市民の健康を守るとともに、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる環境の整備です。

以下に示す国の改正健康増進法の基本的な考え方を踏まえつつ、受動喫煙による健康被害を防止するという疾病予防の観点から、公共施設をはじめ、公共的な空間の受動喫煙防止対策を推進していきます。

### 《国の改正健康増進法の基本的な考え方》

#### 【基本的考え方1】

「望まない受動喫煙」をなくす  
受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

#### 【基本的考え方2】

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮  
子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

#### 【基本的考え方3】

施設の類型・場所ごとに対策を実施  
「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。  
その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 6. 受動喫煙防止の必要性

### (1) たばこの害

たばこの煙には、約5,300種類の化学物質が含まれており、ニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質や約70種類の発がん性物質も含まれています。

たばこの煙には、喫煙者が吸う「主流煙」、たばこから立ち昇る「副流煙」があります。副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍も含まれています。

#### 【主流煙と比較した場合の副流煙に含まれる有害物質】

(主流煙に含まれる量を1とした場合)

タール（発がん性物質）	1. 2～10. 1倍
ニコチン（血流を悪化）	2. 8～19. 6倍
一酸化炭素（酸素不足を招く）	3. 4～21. 4倍

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する 検討会報告書」（平成28年8月）

### (2) 喫煙者本人への健康影響

喫煙は、がんだけでなく、虚血性心疾患、脳卒中、慢性閉塞性肺疾患（COPD）など、さまざまな病気の原因にもなります。

#### ① 喫煙とがん

たばこの煙の中には、多くの発がん性物質が含まれます。喫煙はがんのリスクを高めます。

##### ア 煙に含まれる発がん性物質

たばこの煙には約5,300種類以上の化学物質が含まれ、健康影響が懸念され、発がん性があると報告されている物質が約70種類存在します。

##### イ 喫煙とがんとの因果関係

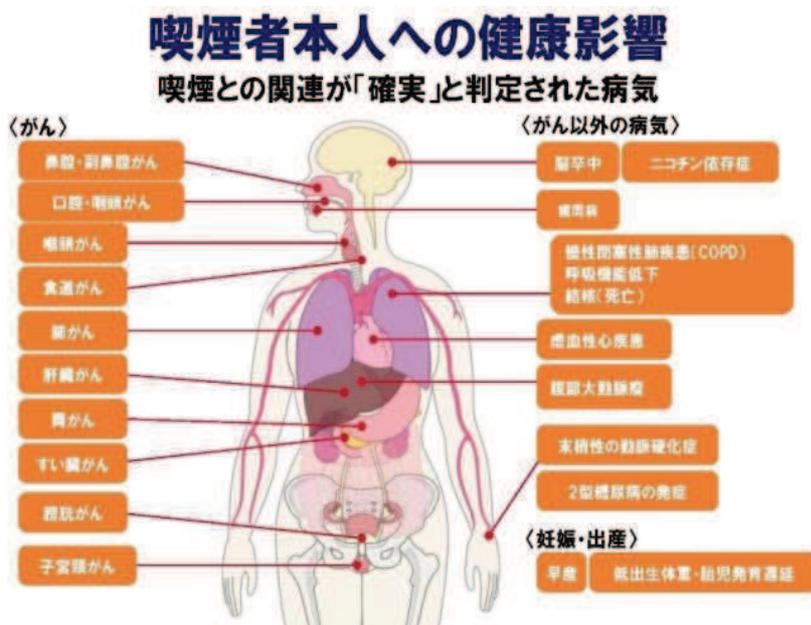
喫煙している本人がなりやすいがんとして、がんとの因果関係が「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」【レベル1】と判定されたのは、鼻腔・副鼻腔がん、口腔・咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、子宮頸がん、膀胱がんです。

## ② 喫煙と循環器疾患

たばこを吸うと、動脈硬化や血栓の形成が進むことから、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞）を引き起こす原因となります。また、脳卒中（脳出血、くも膜出血、脳梗塞）のリスクを高めます。それだけでなく、喫煙は動脈硬化性疾患の早期発症や重症化にもつながることが報告されています。

## ③ 喫煙と呼吸器疾患

たばこを吸うと、基礎的疾患がない場合でも、呼吸器疾患を引き起こす原因となります。喫煙は、さまざまな呼吸器症状を引き起こし、喘息のリスクを高めます。また慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発生と、それによる死亡を引き起こす可能性があります。



厚生労働省「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版」（平成30年5月）

## (3) 受動喫煙による健康影響

### ① 受動喫煙とは

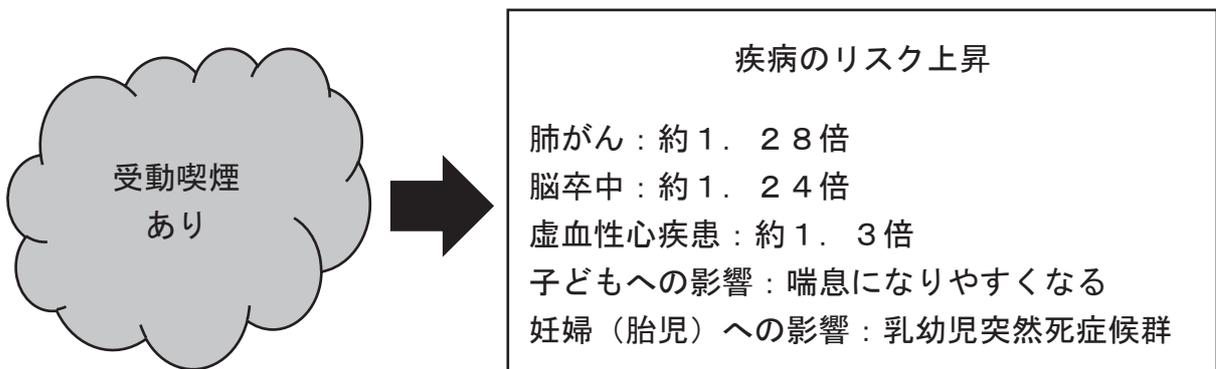
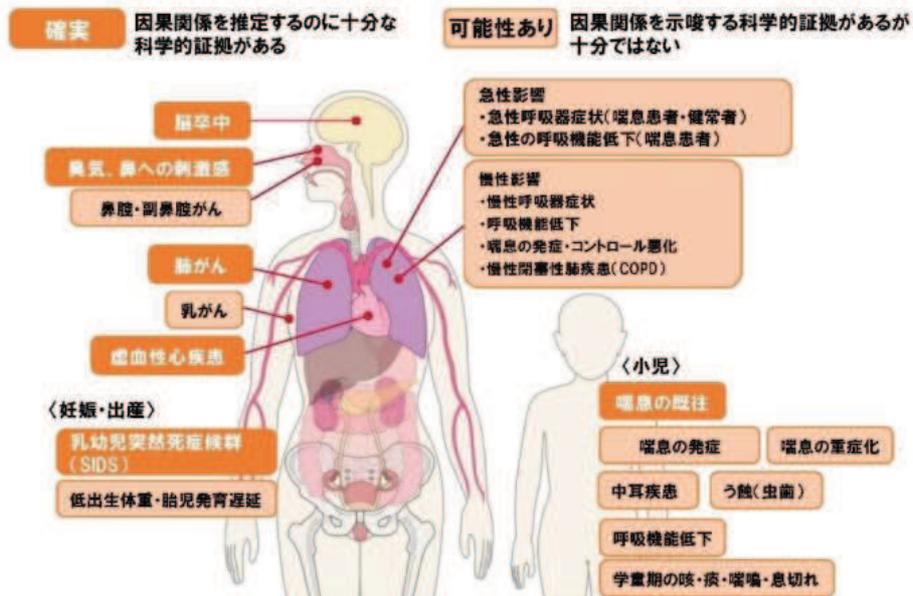
本人が喫煙しなくても、他人のたばこの煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」といいます。喫煙者が吸っている煙（主流煙）だけではなく、タバコから立ち昇る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれています。副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍も含まれています。

② 受動喫煙による健康影響

受動喫煙は、喫煙しない周りの人の健康へも影響を及ぼします。受動喫煙とがんとの因果関係が「科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である」【レベル1】と判定された疾患は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中です。

また、十分ではないものの、受動喫煙とがんとの因果関係があると考えられる【レベル2】と判定されたのは、鼻腔・副鼻腔がん、乳がんです。子どもや妊婦（胎児）の健康への影響があることが明らかになっています。

## 受動喫煙による健康影響



(4) 受動喫煙防止対策の必要性

日本における受動喫煙と関連する病気による死亡者数は約15,000人と推計されています。受動喫煙を受けた人は受けない人に比べ病気になるリスクが高くなります。

市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び非喫煙者、子どもや妊婦などをたばこの害から守るための受動喫煙防止対策を行う必要があります。

(5) 分煙施設整備等の意義等

健康増進法第25条において、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされており、近年、分煙施設の整備に取り組む地方団体は年々増加しています。

これまでに分煙施設を整備した地方団体からは、整備による効果として、路上や公園などでの喫煙や吸い殻廃棄の減少のほか、たばこの煙に対する住民からの苦情の減少、喫煙禁止区域でのルール違反の減少（分煙施設があることで喫煙者への注意が容易になったこと等を含む）などが挙げられています。

## 第2章 市の現状と課題

### 1. 市の現状

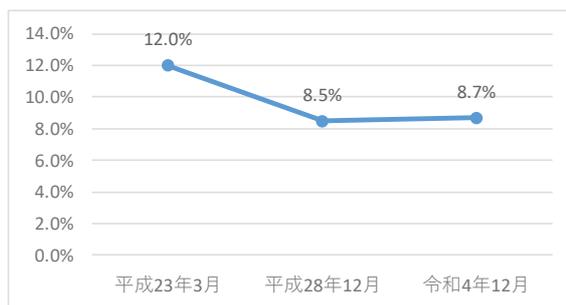
#### (1) 喫煙率の推移等

市民の喫煙率については、これまで健康増進計画を策定するに当たり3回市民アンケートを実施しており、平成23年3月12.0%、平成28年12月8.5%、令和4年12月8.7%となっています。平成23年から平成28年にかけて3.5ポイント減少しましたが、その後は横ばいとなっています。

平成28年12月と令和4年12月の市民アンケートによると、吸っているがやめようと思っている人の割合は、約0.5%（平成28年0.4%、令和4年0.6%）と低くなっています。

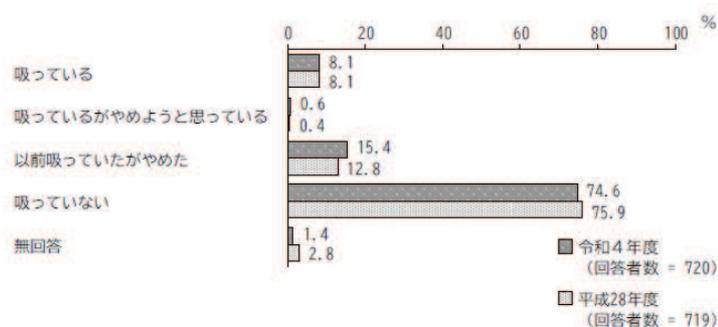
令和4年12月の市民アンケートによると、喫煙者の喫煙年数は、30年以上が53.4%と最も高く、次いで10～30年未満が32.8%となっています。

図 喫煙率の推移



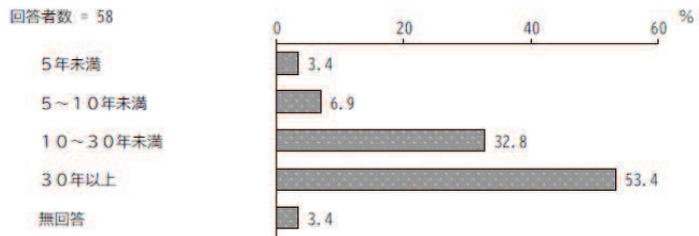
出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 喫煙の有無



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 喫煙年数

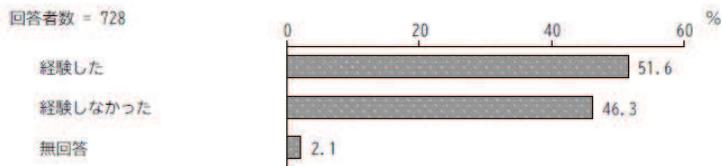


出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

## (2) 受動喫煙の経験

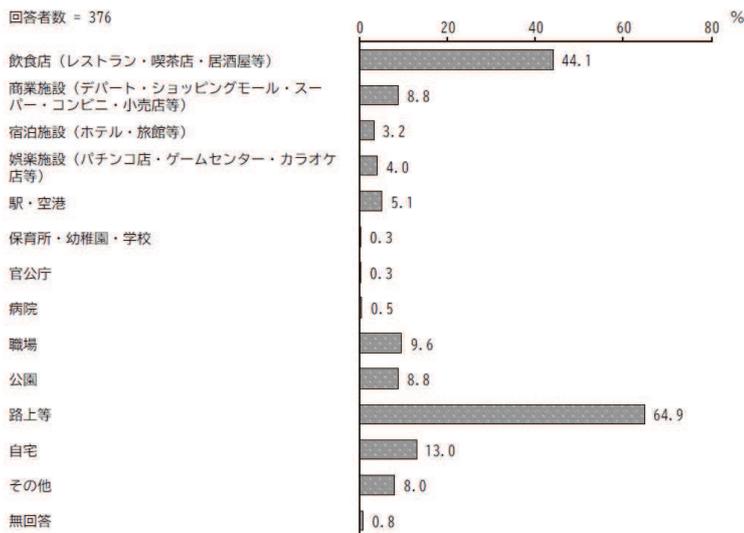
令和4年12月の市民アンケートによると、1年以内に受動喫煙を経験した人の割合は51.6%となっています。また、受動喫煙を経験した場所に関しては、「路上等」が64.9%と最も多く、次いで「飲食店（レストラン・喫茶店・居酒屋等）」44.1%、「自宅」13.0%となっています。

図 1年以内の受動喫煙の経験有無



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

図 受動喫煙を経験した場所



出典：小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書

### (3) 小金井市まちをきれいにする条例の制定と路上喫煙禁止地区の指定

路上喫煙の防止対策については、JR武蔵小金井駅、JR東小金井駅、西武多摩川線新小金井駅を中心としたエリアで、道路上での喫煙を終日禁止する「路上禁煙地区」を指定しています。この「路上禁煙地区」は、平成9年に制定された小金井市まちをきれいにする条例第11条第2項において、「何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。」と定めており、小金井市民に限らず、すべての人が対象になります。



### (4) 公共施設等における受動喫煙防止対策

市内の公共施設における受動喫煙防止対策については、改正健康増進法に伴い、施設類型に応じて必要な措置が講じられています。また、法の趣旨に照らし、望まない受動喫煙を防止し、特に子どもたちを受動喫煙から守るという観点から、市立公園については、令和6年10月から敷地内完全禁煙を達成しています。

現状、本市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方（方針）がないことから、各課において、受動喫煙防止対策に取り組んでいる状況です。

一方で、駅周辺の路上喫煙禁止地区等における受動喫煙について、市民からの苦情や要望等が多くなっています。

## 2. 課題

### (1) 市民への周知・啓発について

喫煙率の推移をみると、平成23年から平成28年にかけて3.5ポイント減少しましたが、その後は横ばいとなっています。依然として喫煙率は8%となっており、約10人に1人が喫煙しています。また、平成28年12月と令和4年12月の市民アンケートによると、吸っているがやめようと思っている人の割合は約0.5%（平成28年0.4%、令和4年0.6%）と低くなっており、喫煙が健康に及ぼす害について、さらなる普及啓発が求められています。

受動喫煙の経験では、令和4年12月の市民アンケートによると、1年以内に受動喫煙を経験した人の割合は51.6%と約2人に1人が受動喫煙を経験したことがあると答えています。また、受動喫煙を経験した場所に関しては、「路上等」が64.9%と最も多くなっており、改正健康増進法により、屋外において喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することとなっていることの周知を行うことが求められています。

あわせて、市として、市内での連携を密にし、受動喫煙防止対策を推進していくことが重要です。

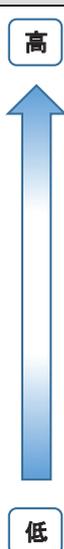
### (2) 駅周辺の路上喫煙禁止地区等における受動喫煙防止対策について

本市は公衆喫煙所を設置しておらず、特に駅周辺等の民有地の喫煙所にあっては対策が不十分であるため、市民から早急に受動喫煙防止対策の実施が求められています。

### 第3章 小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿

#### 1. 受動喫煙防止対策の種類

このガイドラインでは、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

種類	内容	効果
敷地内完全禁煙	建物を含む敷地内全域で喫煙を禁止とします。	
敷地内禁煙	建物を含む敷地内全域で喫煙を禁止とします。ただし、特定屋外喫煙場所※を設置することは可能です。	
屋内禁煙	建物内部での喫煙を禁止します。敷地内（屋外）や建物の外階段、屋上等に制限はなく、屋外に喫煙場所を設置することが可能です。この場合、周囲への配慮が必要となります。	
受動喫煙防止のための配慮が必要	受動喫煙防止のため、周囲への配慮が必要となります。	

※ 改正健康増進法における「特定屋外喫煙場所」。喫煙場所を区画する、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示、施設を利用するものが通常立ち入らない場所への設置が要件となります。詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照してください。

## 2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

改正健康増進法などによる規制や、これまで行ってきた市の受動喫煙防止対策を踏まえ、以下のとおり各施設分類に応じた受動喫煙防止対策を目指します。

小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン			東京都受動喫煙防止条例		改正健康増進法		
分類	具体的な施設	目指す姿	対象施設	対策	対象施設	対策	
施設	子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	〈第一種施設〉 児童福祉施設、学校（幼稚園、小・中学校、高等学校等）	敷地内完全禁煙	〈第一種施設〉 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所設置不可※努力義務）	〈第一種施設〉 学校、医療機関、児童福祉施設など、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの	敷地内禁煙 （特定屋外喫煙場所設置可）
	官公庁施設（市が設置し管理する施設）	〈第一種施設〉 大学等（大学・専門学校等）、医療機関					
		〈第一種施設〉 行政機関の施設（地方自治体に設置義務があるものや、政策や制度の企画立案業務が行われている施設。市役所等）	敷地内完全禁煙または敷地内禁煙	〈第一種施設〉 大学、病院、診療所、児童福祉施設（上記保育所等除く）、行政機関の庁舎、バス、タクシー等	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所設置可）	行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設）	
	上記以外の者が利用する施設	〈第二種施設〉 上記以外の施設（図書館、公民館、体育館等）	敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙	〈第二種施設〉 上記以外の2人以上の者が利用する施設等	原則屋内禁煙 （喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可）		
〈第二種施設〉 職場（事務所）、飲食店、老人福祉施設、介護保険施設、障害福祉サービス等事業所、集会場、金融機関、商店、宿泊施設、娯楽施設、駅、公共交通機関等		敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙（ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には、当分の間、法に定める喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室または喫煙目的室の設置対策を講じること）  ※各施設の実情に応じ、「敷地内完全禁煙」「敷地内禁煙」「屋内禁煙」のいずれかを選択の上、本ガイドライン12ページを参考に対策を講じる。	〈第二種施設〉 上記以外の2人以上の者が利用する施設等のうち、従業員がいない飲食店	原則屋内禁煙 （喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可） （禁煙・喫煙を選択することができる。 （＝都指定特定飲食提供施設）	〈第二種施設〉 及び〈喫煙目的施設〉 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設	原則屋内禁煙 （喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙目的室設置可）	
屋外	市立公園	市立公園	敷地内完全禁煙				
	公共的な場所等	公園（市立公園以外の公園）、道路（通学路含む）、駅前等	受動喫煙防止のための配慮が必要				

※ 改正健康増進法における詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ等を参照してください。

※ 第二種施設中、居住にあたる場所や旅館の客室、宿泊施設の客室等は適用除外となります。

(1) 子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設

たばこによる健康影響を受けやすい子どもが利用する児童福祉施設や学校（小・中学校、高等学校等）では、受動喫煙防止と喫煙防止教育の観点から、敷地内完全禁煙が望まれます。大学等においては、若い人が多く通っており、喫煙の開始や習慣化を防止することが望ましいため、敷地内完全禁煙または敷地内禁煙の実施が望まれます。

また、医療機関は、疾病予防や治療を行う、健康を守るための施設であるため、敷地内完全禁煙または敷地内禁煙の実施が望まれます。

なお、市立小・中学校をはじめ、市立保育園や児童館等の子どもが利用する施設においては、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、既に敷地内完全禁煙を達成しています。

(2) 官公庁施設（市が設置し管理する施設）

多くの市民が利用し、また特に公共性の高い施設であるため、敷地内禁煙にするとともに、さらに率先して敷地内完全禁煙を目指すこととします。

(3) 上記以外の多数の者が利用する施設

上記以外の多数の者が利用する施設については、改正健康増進法により、原則屋内禁煙が義務付けられています。

(4) 市立公園

子どもが多く利用する市立公園については、受動喫煙を防止するため、令和6年10月から敷地内完全禁煙を達成しています。

(5) 公共的な場所

屋外であっても、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮が求められています。多くの方が利用する公共的な場所については、受動喫煙を防止するための一層の配慮が必要です。

そのため、喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に子どもや妊産婦が立ち入ることがないように、周知することが大切です。

また、「子どもや妊産婦、有病者のそばではたばこを吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」など、喫煙マナーの順守が必要です。

### 3. 屋外に喫煙場所を設置する場合

たばこの煙は、風に乗って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。調査（日本禁煙学会「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」（平成18年3月））によれば、無風の状態で一人の喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14mにも及ぶとされています。通常、複数の喫煙者が利用することを考えれば、かなりの距離に煙が及んでいることとなります。

そのため、屋外に喫煙所等を設置する場合には、

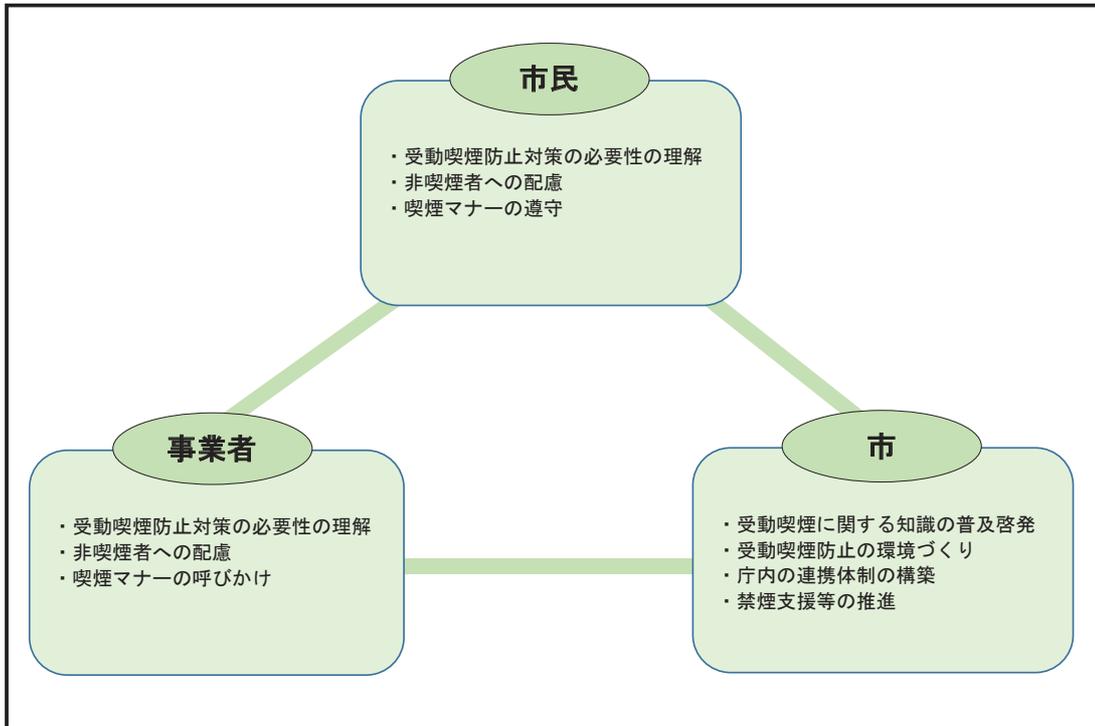
- ① 建物出入口
- ② 屋内と通気のある場所（開閉するドア・窓、換気扇等）
- ③ 非喫煙者が通常利用する場所（通路、駐車場等）
- ④ 子どものいる空間

などから十分に離して喫煙場所を設置することが必要です。屋外に喫煙場所を設置するにあたって、上の①～④などから十分な距離がとれない場合には、「密閉型」「囲い」「ついたて」等を設けるなどの工夫が必要となります。

## 第4章 受動喫煙防止対策の推進

### 1. 受動喫煙防止の環境づくり

ガイドラインが目指す市民、事業者、市各の役割



#### (1) 市民の役割

受動喫煙防止対策を進めるためには、市民一人ひとりが、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせないように努めることが大切です。

また、喫煙者は、たばこを吸わない人に配慮し、「子どもや妊産婦、有病者のそばでは吸わない」「公共的な場所では吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」等の喫煙マナーを守ることが大切です。

#### (2) 市の役割

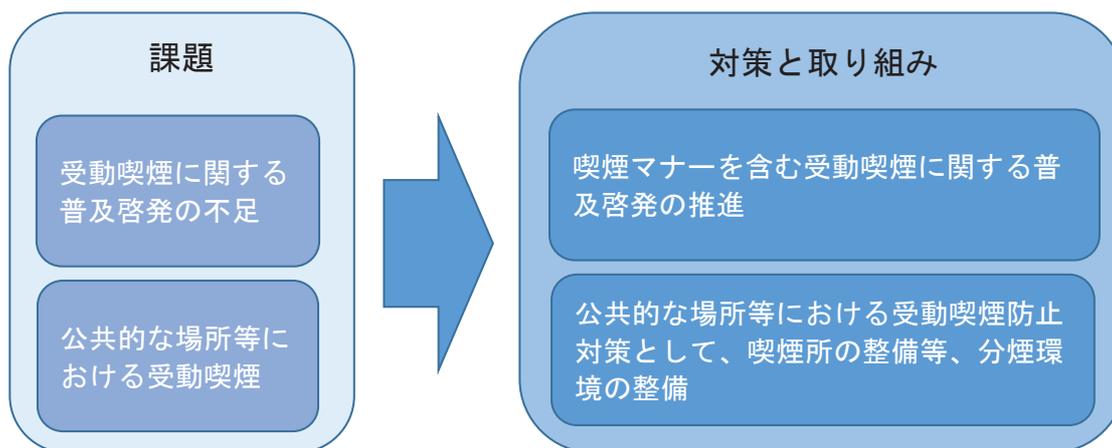
市は、市民や市内事業者等の協力を得ながら、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康影響や受動喫煙防止の必要性についての正しい知識の普及啓発に努め、受動喫煙の機会減少に取り組みます。

また、受動喫煙防止対策は、保健衛生事業だけではなく、各公共施設やまちづくり、市内の美化など、幅広い分野に関係する問題です。庁内の横断的な連携体制のもと、公共的な場所への公衆喫煙所の整備を進めます。

### (3) 事業者の役割

事業者においては、積極的に情報収集を行い、受動喫煙が健康に与える影響を理解し、周囲に理解と協力を求めながら、受動喫煙防止対策を主体的・積極的に進めることが大切です。

## 2. 今後の取り組み



#### (1) 受動喫煙についての普及啓発

市ホームページ等の媒体を活用し、受動喫煙が健康に及ぼす影響について周知啓発を行います。また、本ガイドラインを各公共施設等に設置するなど、受動喫煙防止対策において本市の目指すべき姿の周知を推進します。

#### (2) たばこの健康被害についての普及啓発

一般市民や妊婦などを対象に、たばこが健康に与える影響について、情報提供を推進します。

#### (3) 喫煙マナーについての普及啓発

「子どもや妊産婦、有病者のそばでは吸わない」「公共的な場所では吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」等の喫煙マナーについて、市ホームページ等の媒体を活用し、市民に周知します。

#### (4) 20歳未満の喫煙の防止

児童生徒を対象にたばこの害について知識の普及啓発を図るとともに、20歳未満における喫煙の影響について市民に周知します。

#### (5) 生活習慣病の発症予防

市民一人ひとりが日頃から自分の身体に関心をもち、定期的ながん検診などで健康管理を行い、がんの早期発見、早期治療ができるよう、がん検診の充実やがんに関する情報の普及啓発に努めます。

また、糖尿病予防及び重症化予防とともに、メタボリックシンドローム対策のため、各種健康診査の実施に取り組むとともに、健康づくりに関する情報の普及啓発に努めます。

(6) 禁煙支援等の推進

希望者への相談や専門機関の紹介を行うとともに、特定保健指導事業などと連携して効果的な禁煙への支援体制づくりを推進します。

(7) 公共的な場所における受動喫煙防止の取組み

たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境を整備します。特に駅前など多くの人を利用する区域への喫煙所については、望まない受動喫煙を防止するため、施設形態や設置場所等の検討を進めます。

## 参考（資料編）

### 1. 検討の経過

本ガイドラインの策定に当たり、小金井市市民健康づくり審議会において、以下のとおり検討を行いました。また、令和6年6月、小金井市受動喫煙防止対策庁内検討委員会を設置し、計4回検討を行いました。

	開催日	主な内容
第1回	令和6年4月26日	○受動喫煙防止対策の推進について ○令和6年度のスケジュールについて
第2回	令和6年7月17日	○受動喫煙防止の必要性について ○公共施設等における受動喫煙防止対策に係る調査結果について ○26市の受動喫煙防止対策について ○小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について
第3回	令和6年10月9日	○J R中央線各駅周辺における公衆喫煙所の設置状況調査結果について ○小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について
第4回	令和6年11月21日	○小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について ○パブリックコメントの実施について
第5回	令和7年3月14日	○小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対する意見及び検討結果について ○小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について

## 2. 小金井市まちをきれいにする条例

平成9年12月3日条例第25号

(目的)

**第1条** この条例は、市民等、事業者、土地所有者等及び市が協力して市域における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、道路等における喫煙による危険及び迷惑を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域に居住し、もしくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 飲食料等を製造し、加工し、又は販売する事業を営むすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、紙パックその他これらに類する容器をいう。
- (5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。

(協働の責務)

**第3条** 市民等、事業者、土地所有者等及び市は、協働して空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに放置等の防止に努めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図らなければならない。

(市民等の責務)

**第4条** 市民等は、家庭の内外を問わず、自らの生活において生じさせた空き缶等及び吸い殻等を適正に処理し、清潔で美しいまちづくりの推進に努めるとともに、第7条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動の中で空き缶等及び吸い殻等の投棄の防止に心掛け、必要に応じた回収活動を実施するとともに、第7条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

**第6条** 土地所有者等は、空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃及び除草を行うよう努めるとともに、第7条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(市の責務)

**第7条** 市は、空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するため、環境美化意識の啓発及び高揚に努めるとともに、市民参加型の施策又は事業を実施しなければならない。

(投棄の禁止)

**第8条** 何人も、道路、公園、広場、河川、池沼その他公共の場所及び他者が所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等又は吸い殻等を投棄してはならない。

(犬、猫のふんの処理)

**第9条** 市民等は、犬又は猫を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に掲げる場所を犬又は猫のふんにより汚さないこと。
- (2) 犬を散歩させるときは、ふんを処理するための容器等を携行し、ふんをしたときは直ちに処理すること。

(喫煙者の責務)

**第10条** 市民等は、市内の道路、公園、広場その他公共の場所において歩行中又は自転車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）に乗車中に喫煙しないよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れを携帯するよう努めるものとする。

(路上禁煙地区)

**第11条** 市長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

- 2 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。
- 3 市長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、その地区であることを示す標識を設置する等周知に努めるものとする。

(回収容器の設置)

**第12条** 飲食料を自動販売機により販売する者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機を設置している場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した飲食料容器等の回収容器を設置するとともに、当該容器を適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

**第13条** 市長は、第8条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等の投棄を行った者に対し、第1条の目的達成のため必要な限度において、当該空き缶等又は吸い殻等の回収その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、回収容器を設置し、又は適正に管理するよう指導することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなくその指導に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

**第14条** 市長は、第12条の規定に違反し、前条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときはその旨を公表することができる。

(委任)

**第15条** この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

**第16条** 第8条及び第11条第2項の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処することができる。

## 付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（平成15年 3 月26日条例第19号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

### 3. 公共施設等における受動喫煙防止対策に関する調査結果

施設分類	施設名称 (公共施設等総合管理計画ベース)	施設情報に関する項目		建物内に関する項目		敷地内の屋外(建物外)に関する項目		その他		担当課
		②施設の構成	③施設利用者の属性	④建物内の喫煙の可否	⑤現在行っている受動喫煙対策(建物内)	⑥敷地内の屋外(建物外)での喫煙の可否	⑦現在行っている受動喫煙対策(敷地内の屋外(建物外))	⑧施設における禁煙や受動喫煙に関する根拠規定	⑨備考 ※①～⑧で「その他」を選択した場合は、その内容をご記入ください	
-----	-----	1. 建物・屋外 2. 建物のみ 3. 屋外のみ 4. その他	1. 不特定多数 2. 市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり) 3. 市民利用なし(市職員のみ使用) 4. その他	1. 禁煙 2. 指定場所で喫煙可 3. 全面的に喫煙可 4. その他	-----	1. 禁煙 2. 指定場所で喫煙可 3. 全面的に喫煙可 4. その他	-----	-----	-----	-----
学校教育系施設	学校	小金井第一小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		小金井第二小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		小金井第三小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		小金井第四小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		東小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		前原小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		本町小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		緑小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		南小学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		小金井第一中学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		小金井第二中学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		東中学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		緑中学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		南中学校	1. 建物・屋外	4. その他	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	児童、教師、職員、地域住民等	庶務課	
		その他教育施設	教育相談所	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法	指導室
		もくせい教施設(学芸大学内)	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	指導室
	市民文化系施設	集会施設	市民会館	2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課
			東小金井駅開設記念会館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課
			前原暫定集会施設	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課
			婦人会館	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課
貫井北町集会所			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
上之原会館			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
貫井北町中之久保集会所			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
前原町丸山台集会所			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
前原町西之台会館			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
桜町上水会館			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
東町集会所			2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
貫井南町三菜集会所			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
東町友愛会館			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
中町桜並集会所			2. 建物のみ	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
貫井北五集会所			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
中町天神前集会所			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	2. 指定場所で喫煙可 周囲に配慮をお願いしている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課	
北一會館			1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	-----	ごみ対策課	
高齢者いきい部屋(各施設に複数あり)			-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	介護福祉課
文化施設			小金井 富地楽器ホール(小金井市民交流センター)	1. 建物・屋外	1. 不特定多数	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	1. 禁煙 全面的に禁煙としている。	健康増進法	-----	コミュニティ文化課

施設分類	施設名称 (公共施設等総合管理計画 面ベース)	施設情報に関する項目		建物内に関する項目		敷地内の屋外(建物外) に関する項目		その他		担当課	
		②施設の構成	③施設利用者の属性	④建物内の喫煙の可否	⑤現在行っている受動喫煙対策(建物内)	⑥敷地内の屋外(建物外)での喫煙の可否	⑦現在行っている受動喫煙対策(敷地内の屋外(建物外))	⑧施設おける禁煙や受動喫煙に関する根拠規定	⑨備考 ※①～⑧で「その他」を選択した場合は、その内容をご記入ください		
社会教育系施設	公民館	公民館本館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		公民館
		公民館貫井南分館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		公民館
		公民館東分館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		公民館
		公民館緑分館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		公民館
		公民館貫井北分館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		公民館
	図書館	図書館本館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		図書館
		図書館東分室	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		図書館
		図書館緑分室	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		図書館
		図書館貫井北分室	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		図書館
		図書館西之台会館図書室	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		図書館
	博物館等	はげの森美術館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法・小金井市立はげの森美術館条例施行規則		コミュニティ文化課
		はげの森美術館附属喫茶/茶室	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		コミュニティ文化課
		文化財センター	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		生涯学習課
		環境配慮住宅型研修施設	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	4.その他	喫煙場所の設置なし	健康増進法	建物の周囲は管轄外のため	環境政策課
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法・小金井市総合体育館管理運営要綱	
栗山公園健康運動センター			2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法・小金井市栗山公園健康運動センター管理運営要綱		生涯学習課
上水公園運動施設			1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所で喫煙可	掲示等により喫煙者にマナーを徹底していただくよう注意喚起している。	健康増進法・小金井市立上水公園沿道施設運営要綱		生涯学習課
テニスコート場			1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所で喫煙可	掲示等により喫煙者にマナーを徹底していただくよう注意喚起している。	健康増進法・小金井市テニスコート場管理運営要綱		生涯学習課
一中クラブハウス			2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		生涯学習課
保養施設		清里山庄	1.建物+屋外	1.不特定多数	2.指定場所で喫煙可	客室等は禁煙としている。	2.指定場所で喫煙可	指定場所で喫煙している。	健康増進法・小金井市立清里少年自然の家管理運営要綱		生涯学習課
産業系施設	産業系施設	東小金井事業創造センター	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	敷地内での喫煙及び施設での火気の使用を禁止している。	1.禁煙	敷地内での喫煙及び施設での火気の使用を禁止している。		経済課	
子育て支援施設	幼保・こども園	くりのみ保育園	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		保育課
		わかたけ保育園	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		保育課
		小金井保育園	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		保育課
		さくら保育園	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		保育課
		けやき保育園	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		保育課
	幼児・児童施設	本町児童館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		東児童館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		貫井南児童館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		緑児童館	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		たまむし学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		あかね学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		ほんちょう学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		さくらみ学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		さわらび学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		たけとんぼ学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		まえはら学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		みどり学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		みなみ学童保育所	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		児童青少年課
		こども家庭センター	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		こども家庭センター

施設分類	施設名称 (公共施設等総合管理計画ベース)	施設情報に関する項目		建物内に関する項目		敷地内の屋外(建物外)に関する項目		その他		担当課	
		②施設の構成	③施設利用者の属性	④建物内の喫煙の可否	⑤現在行っている受動喫煙対策(建物内)	⑥敷地内の屋外(建物外)での喫煙の可否	⑦現在行っている受動喫煙対策(敷地内の屋外(建物外))	⑧施設における禁煙や受動喫煙に関する根拠規定	⑨備考 ※①～⑧で「その他」を選択した場合は、その内容をご記入ください		
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	本町高齢者在宅サービスセンター	1.建物・屋外	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	通所介護サービスの利用者及びその家族、職員、市関係者が主な施設利用者である。広く市民の利用がある施設ではない。	介護福祉課
	児童福祉施設	児童発達支援センター	1.建物・屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		自立生活支援課
	障がい福祉施設	障害者福祉センター	1.建物・屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	屋外に喫煙所を設置。	健康増進法		自立生活支援課
		障害者地域自立生活支援センター	1.建物・屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	屋外に喫煙所を設置。	健康増進法		自立生活支援課
		小金井市障害者就労支援センター	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		自立生活支援課
	福祉共同作業所	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		自立生活支援課	
保健施設	保健センター	1.建物・屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		健康課	
行政系施設	庁舎等	本庁舎	1.建物・屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	分煙対策をしている。	健康増進法		管財課
		西庁舎	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		管財課
		第二庁舎	1.建物・屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	分煙対策をしている。	健康増進法		管財課
		本町暫定庁舎	1.建物・屋外	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		管財課
	消防施設	消防団第一分団結所	1.建物・屋外	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	-----	-----		地域安全課
		消防団第二分団結所	1.建物・屋外	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	-----	-----		地域安全課
		消防団第三分団結所	1.建物・屋外	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	-----	-----		地域安全課
		消防団第四分団結所	1.建物・屋外	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	-----	-----		地域安全課
		消防団第五分団結所	1.建物・屋外	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	2.指定場所以外喫煙可	-----	-----		地域安全課
	その他行政施設	区画整理課事務所	1.建物・屋外	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	3.全面的に喫煙可	特に規制なし	健康増進法	市民は原則として地権者のみ。それ以外は関係機関、工事・不動産業者等。	区画整理課
		子どもオンプズパーソン事務局	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		児童青少年課
		文書倉庫	1.建物・屋外	3.市民利用なし(市職員のみ使用)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	小金井市庁舎等防火管理規程		総務課
		二小防災倉庫	2.建物のみ	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	-----		地域安全課
		二中防災倉庫	2.建物のみ	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	-----		地域安全課
		東町防災倉庫	2.建物のみ	3.市民利用なし(市職員のみ使用)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	-----		地域安全課
		前原町防災倉庫	2.建物のみ	3.市民利用なし(市職員のみ使用)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	-----		地域安全課
		本町防災倉庫	2.建物のみ	3.市民利用なし(市職員のみ使用)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	-----		地域安全課
		梶野町防災倉庫	2.建物のみ	3.市民利用なし(市職員のみ使用)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	-----		地域安全課
		備蓄・防災倉庫27基	2.建物のみ	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	-----		地域安全課
		災害対策用資機材置場等防災関係施設	2.建物のみ	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		管財課
公営住宅	市営住宅、高齢者住宅	市営住宅	1.建物・屋外	4.その他	3.全面的に喫煙可	なし	3.全面的に喫煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		コーポくりのみ	1.建物・屋外	4.その他	3.全面的に喫煙可	なし	3.全面的に喫煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		シルバークリアグリーン	1.建物・屋外	4.その他	3.全面的に喫煙可	なし	3.全面的に喫煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		ポヌールはげの道	1.建物・屋外	4.その他	3.全面的に喫煙可	なし	3.全面的に喫煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		コンフォール貝井	1.建物・屋外	4.その他	3.全面的に喫煙可	なし	3.全面的に喫煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
		グリーントウン小金井	1.建物・屋外	4.その他	3.全面的に喫煙可	なし	3.全面的に喫煙可	なし	なし	まちづくり推進課	
公園	公園内建築物	滄浪泉園	1.建物・屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	小金井市滄浪泉園緑地条例(第8条)	環境政策課	
	その他公園	市立公園等	3.屋外のみ	1.不特定多数	4.その他	建築物はなし(トイレ等施設も敷地内とする)	1.禁煙	令和6年10月1日から全面禁煙とした	小金井市立公園条例(第5条)	環境政策課	
供給処理施設	清掃関連施設	中間処理場(建設工事中)	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	ごみ対策課	
		リサイクル事業所(稼働停止)	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	ごみ対策課	
		空缶・古紙等処理場	1.建物・屋外	2.市民利用なし(関係機関の職員等の使用あり)	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		ごみ対策課
		野川クリーンセンター	1.建物・屋外	4.その他	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法	③の補足：広く市民に開放している施設ではないが、施設見学の際に市民が来場する。	ごみ対策課

施設分類	施設名称 (公共施設等総合管理計画ベース)	施設情報に関する項目		建物内に関する項目		敷地内の屋外(建物外)に関する項目		その他		担当課	
		②施設の構成	③施設利用者の属性	④建物内の喫煙の可否	⑤現在行っている受動喫煙対策(建物内)	⑥敷地内の屋外(建物外)での喫煙の可否	⑦現在行っている受動喫煙対策(敷地内の屋外(建物外))	⑧施設における禁煙や受動喫煙に関する根拠規定	⑨備考 ※①～⑧で「その他」を選択した場合は、その内容をご記入ください		
その他建築系公共施設	武蔵小金井駅南口公衆トイレ	2.建物のみ	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	-----	-----	健康増進法		道路管理課	
	貫井南センター山車小屋(南センター敷地内)	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	生涯学習課	
その他	自転車駐車場関連	武蔵小金井南第3自転車駐車場	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		武蔵小金井南第7自転車駐車場	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		武蔵小金井北第1自転車駐車場	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		武蔵小金井北第5自転車駐車場	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		東小金井北第1自転車駐車場	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		東小金井駅西側高架下自転車駐車場	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		新小金井西第1自転車駐車場	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		東小金井南第3自転車駐車場	3.屋外のみ	1.不特定多数	-----	-----	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
		中町4丁目第1自転車駐車場	3.屋外のみ	1.不特定多数	-----	-----	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課
	貫井北町自転車保管所	1.建物+屋外	1.不特定多数	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	1.禁煙	全面的に禁煙としている。	健康増進法		交通対策課	
	農園	市民農園(みどり第2市民農園ほか)	3.屋外のみ	4.その他	-----	-----	4.その他	使用上のルールとして禁煙をお願いしている。		③市民農園利用者 ④禁煙への協力	経済課
高齢者農園(東町二丁目・中町二丁目)		3.屋外のみ	4.その他	-----	-----	4.その他	使用上のルールとして禁煙をお願いしている。		③高齢者農園利用者 ④禁煙への協力	経済課	

## 小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン

発行年月：令和7年3月

発行：小金井市 編集：福祉保健部 健康課

住所：〒184-0015 小金井市貫井北町5丁目18番18号 保健センター

電話：042-321-1240 F A X：042-321-6423

## 令和7年度 主な健康課事業（新規・変更）について

## 1 休日準夜薬局

市民が安心して医療を受けられるように医療体制の確保・充実を図る観点から、休日準夜薬局について薬剤師会に委託する。

## (1) 開局時間（受付時間）

午後5時30分から午後9時まで

## (2) 開局数

1休日当たり1か所（開局が不要となる場合あり）

## (3) 実施方法

在宅輪番方式により指定する薬局で行う。

## 2 熱中症対策

## (1) 涼み処の拡充

## ア 市公共施設

令和7年度に向けて、引き続き、関係各課と調整・検討

## イ 民間施設

薬局を涼み処として実施できるように小金井市薬剤師会と協議中

## (2) 周知方法

涼み処を実施していることが一目で分かるように、また、涼みにきた方が利用しやすいように、のぼり旗を設置する。

## (3) 体調不良者への対応

体調不良の症状が発生した場合に応急処置ができるように、涼み処に飲料水や冷却材などの物品を配付する。

## 3 帯状疱疹ワクチン

## (1) 定期接種

## ア 開始日

令和7年4月1日

## イ 対象者

小金井市に住所を有する者のうち、過去に帯状疱疹ワクチンの接種完了歴がなく、以下の要件に該当する者

65歳の者

予防接種時に満60歳以上65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスによる障害を持ち、その障害の程度が1級の者（※接種時には障害者手帳の写し（コピー）の添付が必要）

<経過措置対象者>

65歳を超える方については、5年間の経過措置を設けており、100歳まで5歳刻みの節目年齢にある者（70・75・80・85・90・95・100歳※）。

※100歳以上の者は、令和7年度のみ全員対象。

## ウ 自己負担額

ワクチンの種類	接種回数	自己負担額 (1回当たり)
生ワクチン	1回	4,000円
不活化ワクチン	2回	10,000円

### (2) 任意接種

定期接種化に伴い、帯状疱疹ワクチン任意接種助成事業については、令和7年度に限り、内容を一部変更して実施する。

	令和7年度		令和6年度	
対象者	50歳～64歳の者		50歳以上の者	
助成額	生ワクチン	4,000円/回	生ワクチン	4,000円/回
	不活化ワクチン	10,000円/回(2回まで)	不活化ワクチン	10,000円/回(2回まで)

## 4 HPVワクチン(経過措置対応)

キャッチアップ接種について、接種期間を令和7年3月31日までとされていたが、ワクチンの供給不足から今年度の期限内に接種を完了できない方が出てくる可能性があることから、「令和7年3月31日までに1回でも接種すれば、公費で接種できる期限を来年度まで延長する」旨、経過措置を設けることが示された。

### (1) 経過措置の対象者

- ア キャッチアップ接種対象者のうち、キャッチアップ接種期間中(令和4年4月1日～令和7年3月31日)に少なくとも1回以上接種をしている者
- イ 平成20年度生まれ(現在の高校1年生相当)で、同じく上記期間中に1回以上接種している者

### (2) 経過措置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 5 その他

### (1) 自殺対策連絡協議会関係

自殺対策の推進を図るため、自殺対策連絡協議会を設置し、施策の検討、進捗管理、情報共有等を行う。

### (2) 食育推進計画作成

第5次食育推進計画を2か年(令和7・8年度)で策定する。

今年度は、市民意向調査、小中学生意向調査等を実施する。